

資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の
活動領域の拡大に関する分科会（第6回）
平成26年11月21日（金）
10：00～12：00

資料1	国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会（第6回）出席者名簿	1
資料2	「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」 分析結果報告（要旨）	3
資料3	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 （2014年11月1日現在・日弁連調べ）	9
資料4	「弁護士の条例制定支援に関するセミナー 法化社会における 条例づくり」チラシ	13
資料5-1	生活困窮者自立支援事業における弁護士との連携の意義について	15
資料5-2	地域包括支援事業実績報告書（2014年10月15日段階）	17
資料6	活動領域拡大に向けた取組に関する論点整理 （2014年10月24日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 （第4回）事務局提出資料）	19
別冊	兵庫県弁護士会「行政連携のお品書き」	
別冊	奈良弁護士会「行政連携のお品書き」	
別冊	和歌山弁護士会「地方自治体との連携活動の状況」	

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の
活動領域の拡大に関する分科会（第6回）出席者名簿

（平成26年11月21日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭(座長)
明石市長	泉 房 穂
早稲田大学政治経済学術院教授	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真紀子
法務省	
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
大臣官房司法法制部官房付	中 島 行 雄
日本司法支援センター	
事務局次長	鈴 木 啓 文
総務部長	竹 中 理比古
日本弁護士連合会	
事務次長	谷 英 樹
法律サービス展開本部副本部長	菊 地 裕太郎
法律サービス展開本部委員，神奈川大学法学部教授	幸 田 雅 治
法律サービス展開本部委員	八 杖 友 一
貧困問題対策本部事務局員	舟 木 浩

オブザーバー

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会

「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」分析結果報告（要旨）

日本弁護士連合会

- 1 アンケートの実施時期
 - ・ 兵庫県内の地方公共団体 2013年6月17日～同年7月19日
 - ・ その他の地方公共団体 2013年11月27日～2014年1月20日
- 2 アンケートの対象：全国の都道府県，市及び特別区（東京23区）

3 回答状況：

	総務部門		事業部門	
	回答数	回答率	福祉部門	学校教育部門
			回答数	回答数
① 都道府県【47】	37	78.7%	32	34
② 県庁所在地【47】	39	83.0%	33	33
③ ②以外の政令指定都市【5】	4	80.0%	3	3
④ ②以外の中核市【23】	15	65.2%	12	13
⑤ ②以外の特例市【33】	24	72.7%	19	18
⑥ その他の市【682】	462	67.7%	393	388
⑦ 特別区（東京23区）【23】	13	56.5%	13	11
合計	594	69.0%	505	500

I 自治体と外部弁護士との関わり

1 係争案件の依頼状況

- ・ 訴訟案件（行政訴訟、民事訴訟等）⇒ 弁護士への依頼の割合が比較的高い
- ・ 支払督促、家事審判、住民監査請求、異議申立て等 ⇒ 自治体内で対応する傾向

2 新たな相談のニーズ

- ・ 外部弁護士に相談している案件の割合については、自治体によりかなりのばらつきが見られた
- ・ 相談案件の割合を現状よりも増やしたいとする自治体が一定数あった（係争案件 10%、その他の案件 15%）

3 顧問弁護士の活用

- ・ 大半の自治体（総務部門 87%）が顧問弁護士を委嘱しており、全体としてみれば幅広い分野で活用され、満足度も総じて高い
- ・ その一方で、さらなる活用が期待されている業務も存在する
（①自治体債権の管理回収業務、②行政不服申立における法律相談、③裁判外紛争に関する相談及び代理、④苦情処理対応の代理人、⑤専門性の高い個別行政分野における法律相談など）

4 顧問弁護士以外の外部弁護士の活用

- ・ 顧問弁護士以外の外部弁護士に職員向けの法律相談を依頼している自治体は少数にとどまる（総務部門 10%、事業部門 4%）
- ・ 一方で部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談での活用が有益であるとの回答が相当数ある（総務部門 29%、事業部門 33%）
- ・ 顧問弁護士以外の外部弁護士の活用が有益と考えられるその他の分野
 - ① 特定分野（行政対象暴力・悪質クレーム、債権管理回収等）の事件処理（総務部門 40%、事業部門 43%）
 - ② 職員向け研修（総務部門 30%、事業部門 24%）
 - ③ 住民とのトラブルの仲裁等（総務部門 27%、事業部門 34%）

Ⅱ 弁護士会との連携

- 1 連携の関心
 - ・「興味がある」との回答が非常に多く寄せられた（総務部門 78%、事業部門 69%）
- 2 連携を深める上で有益な方法
 - ・「弁護士会が連携している分野・自治体・形態の一覧表（メニューリスト）の提供」（総務部門 48%、事業部門 42%）
 - ・「一元的な窓口を弁護士会に設置」（総務部門 49%、事業部門 37%）⇒各弁護士会で実施している業務内容の周知，アクセスルート確保が課題
- 3 利用したい制度 ⇒以下の他にも幅広いニーズあり
 - (1) 総務部門
 - ・職員向けの研修講師の派遣（53%）
 - ・各種審議会，委員会への弁護士の推薦（44%）
 - ・部門レベル・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士の派遣（41%）
 - ・特定分野毎の共同研究会，法律相談，事件処理を担当する弁護士の紹介（25%）
 - ・条例規則等立案のための助言・支援（19%）
 - (2) 事業部門
 - ・特定分野毎の共同研究会，法律相談，事件処理を担当する弁護士の紹介（39%）
 - ・部門レベル・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士の派遣（37%）
 - ・研修講師（職員向け）の派遣（34%）
 - ・研修講師（市民・児童生徒向け）の派遣（21%）
 - ・住民とのトラブルの仲裁人・調停人の推薦（21%）
 - ・各種審議会，委員会への弁護士の推薦（20%）
 - ・住民からの苦情受付担当弁護士の紹介（19%）

Ⅲ 法曹有資格者の職員任用 ①

1 法曹有資格者の職員任用に対する関心度

- ・「具体的計画がある」、「現在検討中である」又は「関心がある」との回答が、総務部門で73%、事業部門でも35%を占めた

2 法曹有資格者の任用により成果が期待される業務分野

総務部門 ⇒ (特徴) 迅速性が要求される分野への期待が比較的大きい

- ①原課からの日常的な法律相談への対応 (65%)、②行政不服審査業務 (62%)、③行政対象暴力・不当要求行為への対応 (47%)、④公債権や私債権の管理回収業務 (47%)、⑤訟務 (45%)、⑥例規業務 (40%) など

事業部門 ⇒ (特徴) 現場ニーズが多い

- ・福祉部門では、①原課からの日常的な法律相談への対応のほか、②住民向け法律相談、学校教育部門では、③学校事故や苦情への対応の期待が大きく、④虐待防止（高齢者等、児童）のニーズは両部門ともに高い

3 任用にあたり求められる知見・人物像

- ・①地方行政への理解、②訴訟に関する実務経験の豊富さ、③一職員として住民に接してもらえらるる気構え、④協調性等のほか、総じて⑤実務経験を求める傾向がある

4 法曹有資格者が現に在籍している自治体の状況

(1) 採用形態 ⇒ 特定任期付職員が最も多い

(2) 待遇面（年収）

- ・特定/一般任期付職員は、年間 550～1000 万円未満（中央値 750～800 万円）

(3) 法曹有資格者たる職員の担当業務

- ・任期付職員の大半が、庁内の職員からの法律相談・法的助言を担当している
- ・このほか、①訴訟や行政不服申立等の対応、②苦情対応、③例規対応、④職員研修など、幅広い分野を担当

Ⅲ 法曹有資格者の職員任用 ②

5 法曹有資格者を任用（※）した実績のある自治体からの回答状況

（※ 法曹資格があることを条件とした任用に限る）

- ・ 総務部門からの回答数：32 件
- ・ 法曹有資格者が当該部門を担当している事業部門からの回答数：13 件
- ・ 回答のあった自治体で任用された法曹有資格者のうち特定/一般任期付職員の人数：26 名

(1) 募集の周知方法

- ・ 自治体の広報誌やHPのほか、日弁連「ひまわり求人・求職ナビシステム」を利用した自治体が大半を占めた
- ・ また、地元の弁護士会に周知を依頼したり、日弁連主催の任期付公務員登用セミナーでプレゼンテーションを行った自治体もあった

(2) 募集で苦労した点

- ・ 実務経験年数等の応募資格や給与等の設定の仕方で苦慮したとの回答に加え、「応募が少なかった」との回答や、「応募がなかったため応募資格である実務経験年数を下げて再募集した」との回答もあった

(3) 任用のメリット

「気軽に相談できる」、「迅速な対応が可能になっている」、「職員全体の法務能力やコンプライアンスの向上につながっている」、「職員が自信をもって仕事に取り組める」といった回答が多く、より具体的なものとして、「各担当課の職員からの相談件数が増加しており、これまで埋もれていた問題の掘り起こしに大いに寄与している」、「職員がその他の業務に集中できる」、「顧問弁護士に相談する際にも内容を整理したうえで相談できる」、「顧問弁護士との連携により問題の解決が確実に迅速に図られている」との回答もあった

Ⅲ 法曹有資格者の職員任用 ③

(4) 顧問弁護士との役割分担・影響

- ・ 法曹有資格者たる職員が、自治体と顧問弁護士との有効な橋渡しとして機能している状況がうかがえた
- ・ 法曹有資格者を任用した後も顧問弁護士との契約を継続している自治体が大半
- ・ 訴訟についても、内部の法曹有資格者だけが担当している自治体はごく僅かで、引き続き外部の弁護士に委任している自治体が多い

(5) 弁護士登録のメリット

- ・ 任用後の弁護士登録の維持が「役立っている」「ときどき役立っている」との回答が過半を占めた
(具体的メリット) ①「自治体と弁護士会との連携強化に繋がる」、②「他の弁護士とのネットワークを仕事に活用できる」、③「弁護士会の委員会活動や研修が公務に役立つ」、④「作成文書に対する庁内での重みが違う」、⑤「対外折衝に効果的」など

(6) 任用の成果に対する満足度

- ・ すべての回答が、「当初の期待に応じた成果が上がっている」又は「当初の期待を上回る成果が上がっている」との回答であった

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2014年11月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	2	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
	合計	2	0
明石市(兵庫県)	政策部市民相談室	3	3
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	合計	4	4
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	子ども未来局子ども総合相談センター子ども緊急支援課	1	1
	総務企画局人事課コンプライアンス・安全衛生課	1	1
	合計	2	2
北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
宮崎県	総務部行政経営課	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
山口県	総務部学事文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	合計	3	3
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
三重県	総務部法務・文書課	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
福島県	総務部文書法務課	1	1
郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法制課	1	1
多摩市(東京都)	総務部	1	1
鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	1	1
姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	1	1
堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	1	1
長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1	0
伊丹市(兵庫県)	総合政策部法制課	1	1
松阪市(三重県)	債権回収対策準備室、総務課	1	1
総計		81	65

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の内数
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(49名)、採用に伴う登録取消者(19名)及び司法修習終了後の未登録者(13名)である。
 ※注③. 人数の右側の数値は、任期付職員の内数(内数)である。

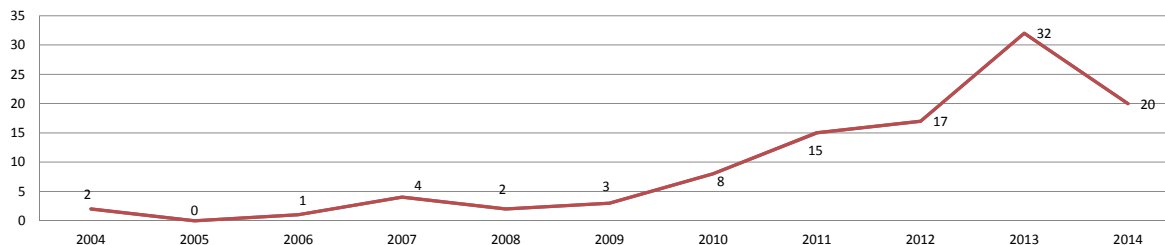
地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2014年11月1日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1・和歌山県:1・古賀市:1 ・富崎県:1・千葉県:1	15
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山市:1・岩手県:1・宮城県:1 ・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1・高槻市:1・大阪市:1 ・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1 ・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1	32
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1・和歌山県:1・国分寺市:1 ・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:1	20

【注】※注①:各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



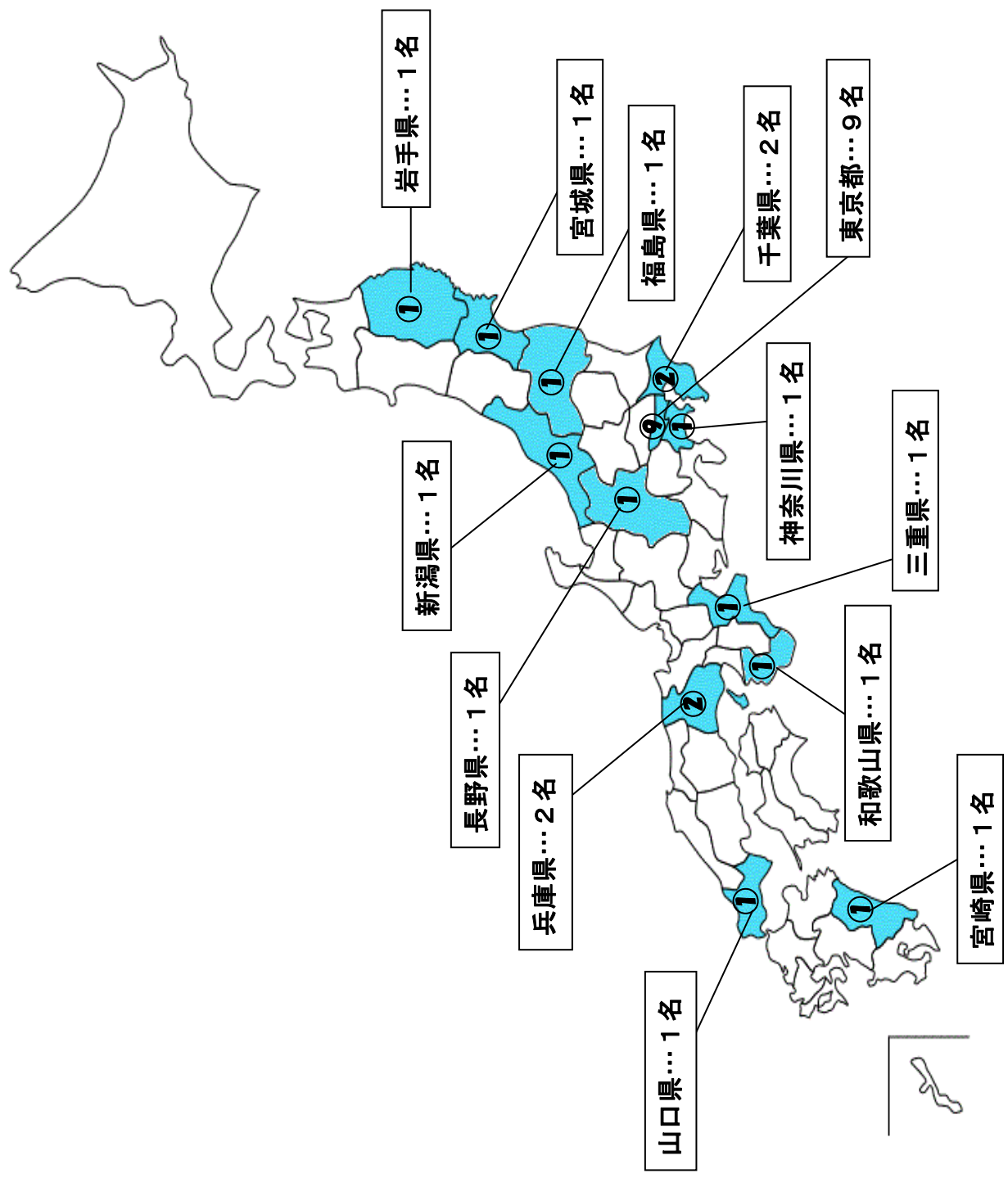
地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員以外の採用情報

(2014年11月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員、3年、債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室)、2014年7月1日1名採用(総務部コンプライアンス推進室)
広島県	2014年4月1日1名採用(西部こども家庭センター)
加古川市(兵庫県)	2014年4月1日1名採用(総務部危機管理室)
富田林市(大阪府)	2014年4月1日1名採用(任期付短時間勤務職員、総務部納税課)

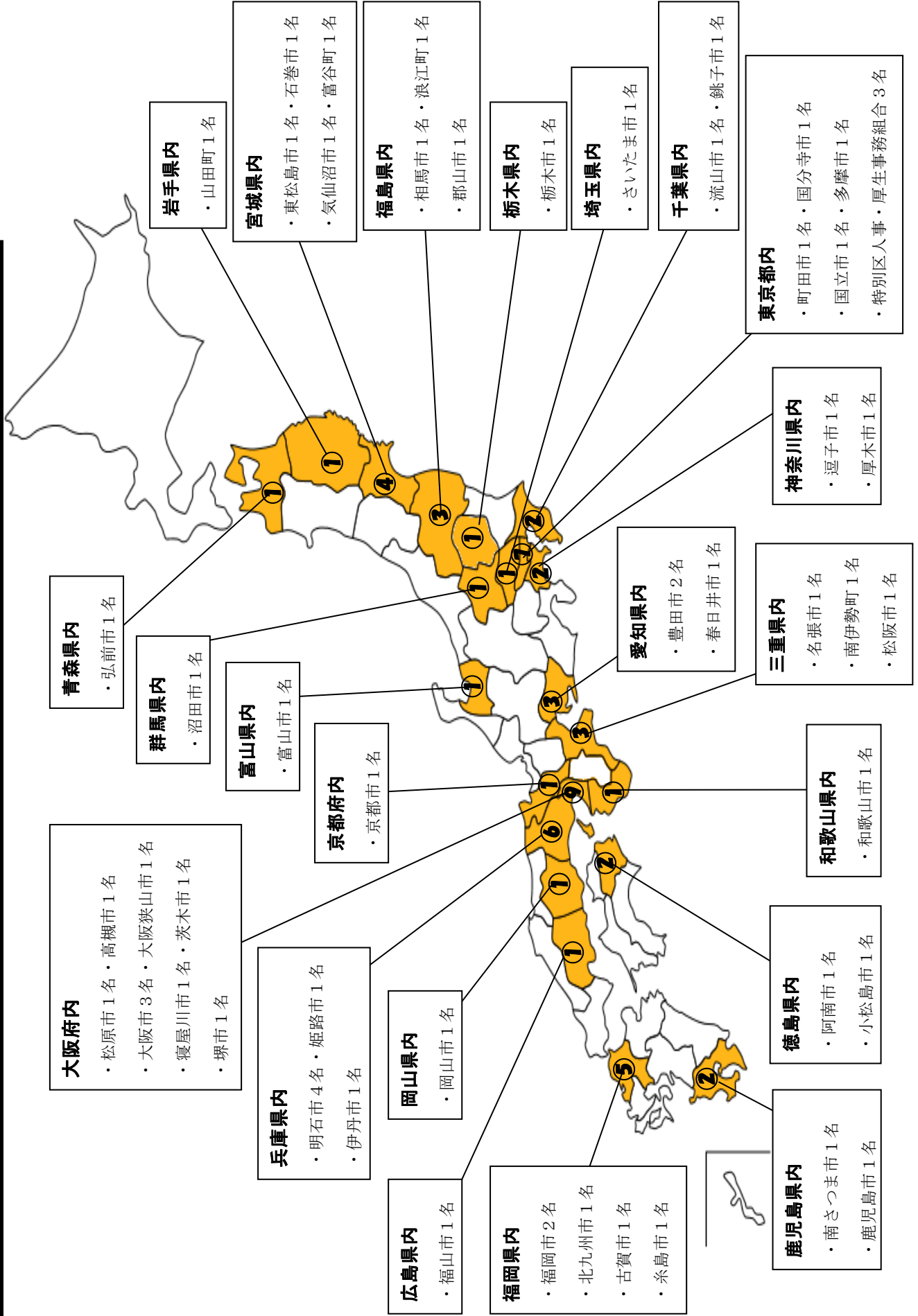
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2014年11月現在、日弁連調べ ※13都県において23名在籍(うち13名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2014年11月現在、日弁連調べ ※49市区町村(一部事務組合含む)において58名在籍(うち52名任期付職員))



地方議会議員の方、地方自治体職員の方、弁護士対象

弁護士の条例制定支援に関するセミナー

法化社会における条例づくり

地方自治体における条例制定は、地方自治体の政策的自己決定・自己責任のバックボーンをなすものであり、地域課題の解決に必要不可欠なものとなりつつあります。

当連合会では、自治体の条例の制定改廃、既存条例の検証及び見直しの支援への弁護士の関与の拡大をその活動内容の一つに据えており、条例制定に際して、弁護士の有する幅広い法的知識や経験の活用により、地方分権のより一層の進展が図られるのではないかと考えております。

そこで、この度当連合会では、地方議会議員の皆様、自治体の職員の皆様及び弁護士を対象として、自治体における条例制定に対する弁護士の支援についての理解を深めていただく機会として、本セミナーを開催することといたしました。ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

○基調講演 「条例制定の更なる進化に向けて～弁護士の果たす役割～」(仮題)

講師：山田 啓二 全国知事会会長・京都府知事

○講演 1 「条例制定における弁護士の支援の可能性」

講師：大杉 覚 首都大学東京大学院教授

○講演 2 「飯田市再生可能エネルギー促進条例制定に対する弁護士の支援」

講師：水上 貴央 弁護士（第一東京弁護士会）

(NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会代表)

○個別テーマ講演

①「空き家条例について」

講師：川 義郎 弁護士
(東京弁護士会)

②「景観まちづくり条例について」

講師：日置 雅晴 弁護士
(第二東京弁護士会)

③「防災対策基本条例について」

講師：竹内 彰志 弁護士
(第二東京弁護士会)1/8 (木) 13:00～17:00
弁護士会館 2階「クレオ」BC

参加無料

申込締切：2014年12月19日(金)

※締切後に参加を希望される場合はお問い合わせください。

○お申込み WEB <https://qooker.jp/Q/auto/ja/treaty20150108/houkajorei/>
FAX 別紙参加申込書をFAXにてお送りください。

※TV会議接続を希望する場合には、各弁護士会にお問い合わせください(弁護士のみ)。

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

なお、当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。また、会場の都合等により、御参加いただけない場合がございますので御了承ください。

お申込み・お問い合わせ：日本弁護士連合会業務部業務第三課

TEL 03-3580-9826 FAX 03-3580-9888

生活困窮者自立支援事業における弁護士との連携の意義について

2014/11/21 舟木浩（京都弁護士会）

1 経済的困窮と弁護士業務について

(1) 収入・資産の増加

→未払給料（残業代）、遺産分割協議、養育費請求など

生活困窮に至った経緯や本人が放置している問題のなかには法的に解決を図れるものがある。

(2) 支出の削減

→任意整理による返済額の圧縮など

家計収支表の作成を通じて生活面の課題も浮き彫りになる。

2 生活困窮者が法律問題を抱えたときの支援について

(1) 一市民としてトラブルに巻き込まれるケース

→退職、離婚、相続、交通事故など

何らかの障害や精神疾患を抱えて意欲や能力が減退していたり、対人関係に困難を抱えていたりして、自分の力では解決が進まない人たちに対する支援が必要となる。

(2) 経済的困窮に起因する法的トラブルを抱えているケース

→多重債務、立ち退きなど

経済的困窮に陥った原因を考慮し、本人の生活状況や就労見込みなどを踏まえた解決方法の選択が必要となる。

3 モデル事業実施自治体における連携事例について

(1) 京都自立就労サポートセンター

- ・月2回（京都市内と福知山サテライト各1回）の定期的な相談
- ・個別的な直接依頼（定期相談等を通じた弁護士との関係から）

(2) 滋賀県野洲市市民部市民生活相談課

- ・支援調整会議への参加
- ・弁護士による困難事例検討会

- ・ 個別的な直接依頼（定期相談等を通じた弁護士との関係から）

4 弁護士会との連携の意義について

- (1) 一般の法律相談では困難なケースに対しても適切な支援を期待できる
→生活困窮者に対する支援において求められる資質が担保される
 - ・ 利用者の立場に立ってきちんと話を聞いてくれる
 - ・ チームの一員として一緒に考えて智恵を出してくれる
 - ・ 法テラスの利用や着手金の分割払いに応じてくれる
- (2) 相談員のアセスメントや解決能力を向上させることができる
→支援調整会議やケース検討会議に弁護士も参加することで相談員も多角的な視点で分析できるようになり、弁護士の活用の仕方を学ぶことで、他の事例においても的確な支援ができるようになる。
- (3) 支援メニューの少ない地域の現場の不安を軽減させることができる
→相談者が来ても何も出来ないのではないかと不安を抱えている地域で、弁護士との連携を支援メニューの1つとして位置づけてもらう。相談員に橋渡しをしてもらい、利用者が、見慣れた相談場所で、安心して弁護士と話しができるようにする。現場の不安を軽減させ、PRにも前向きになってもらう。

5 日弁連の新たなモデル事業について

- (1) 日弁連としてモデル事業を実施
→各地の自治体に弁護士会との連携の意義を理解してもらうきっかけ
 - ・ 大阪弁護士会から複数の方式を示して提案し、大阪市との連携を開始
- (2) 各地の弁護士会に気軽に声かけを
→連携の形は各地のニーズを踏まえて柔軟に対応可能
 - ・ 支援調整会議等への参加による連携
 - ・ 自立相談支援や家計相談支援による連携
 - ・ 相談員向けの研修や勉強会による連携

以上

地域包括支援事業 実績報告書（2014年10月15日段階）

大阪弁護士会

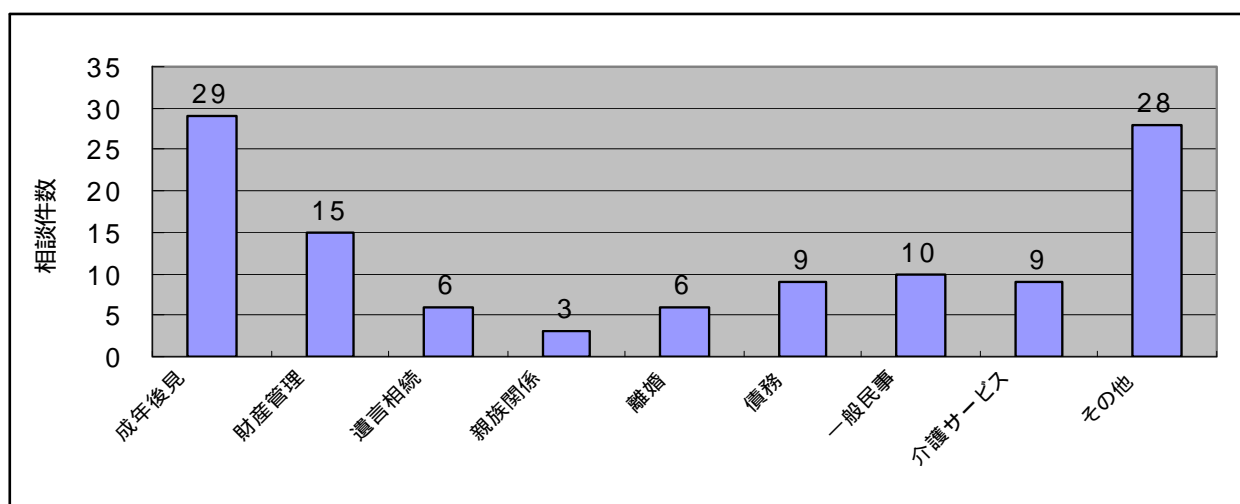
高齢者・障害者総合支援センター運営委員会

大阪弁護士会では、今年度、地域包括支援センターの職員の方が気軽に弁護士に相談できるように、希望のあった市町村において、市町村ごとに2名の担当弁護士を配置し、毎月定期的に1名の担当弁護士を派遣し、地域包括支援センターの職員の方からの相談を受ける事業を試行的に実施しました。

開始して4ヶ月目に入りました。これまでの実績をご報告します。

- 1（派遣自治体の数） 28
- 2（派遣の始まり） 2014年6月26日
- 3（のべ相談日数） 61日
- 4（相談件数） 120件
- 5（学習会の開催とその内容） 5件
 - 個人情報保護法
 - 高齢者虐待
 - 法定後見制度の利用について
 - 遺言・相続
 - クレームに対する対応

6（相談内容）



活動領域拡大に向けた取組に関する論点整理

	国・自治体・福祉		企業	海外展開	
	国・自治体	福祉			
ニーズの把握と対応策の検討	【これまでの取組】	<ul style="list-style-type: none"> 行政連携の推進のための、自治体向けアンケート、各地でのシンポジウム開催等の方策 常勤弁護士職員向けアンケート等、国・自治体等の職員への任用促進に関する方策 条例づくり・公金債権回収等に関する支援への方策 包括外部監査への任用拡大 地域連携パイロット事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひまわりあんしん事業」、虐待対応専門職チーム派遣、ホームロイヤール制度等の実施 地域包括支援センター等への弁護士派遣 福祉事業者等への法的支援の提供 児童相談所への弁護士派遣の実施 いじめ予防出前授業への弁護士派遣の実施 子どもの代理人活動 生活困窮者自立支援法(自立相談支援事業)に基づく自治体への弁護士派遣 司法ソーシャルワークの推進 充実した総合法律支援の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ひまわり求人求職ナビの改善 企業等に対するヒアリング 広報ツールの検討・改訂 企業向け弁護士の採用に関する情報提供・交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での調査委託事業 アジア担当嘱託 関係機関へのヒアリング 海外業務研究会における議論 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議
	【見えてきた課題】	<ul style="list-style-type: none"> 政策法務、公金債権回収、包括外部監査などこれまで弁護士等の活用が十分でなかった分野(以下「新しい分野」という。)や態様(常勤、非常勤としての職員任用など)を含め、弁護士等の有用性を周知し、活用を促す取組を継続する。 国については、具体的取組はこれから。 各分野の特性やニーズを具体的に分析し、それに応じて活動領域の拡大を目標とする必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い分野を網羅することと、継続的に業務として弁護士が取り組めることとの両立を図る。 ニーズを把握し、それに応えるための積極的なアウトリーチを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなチャネルや媒体を用いて、弁護士等を活用する有用性の周知を進め、大企業のみならず、中堅企業や地方の企業にまでニーズを拡大し、また深化させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内における海外進出企業支援及び海外における企業・邦人に対する法的支援の分野における日本の弁護士等を活用する有用性を分野毎に整理する。
ニーズに見合う人材の確保・養成	【これまでの取組】	<ul style="list-style-type: none"> 行政連携体制の拡充、各地でのシンポジウム等による担い手拡大 新しい分野を含む各種セミナー、研修会等の実施による養成 任期付公務員登用セミナー、ネットワーク作り等による、国・自治体等の職員に任用される弁護士の裾野拡大 高齢者分野における「ひまわりあんしん事業」の実施 法科大学院における科目開放、他の法科大学院への展開を模索・検討 選択型実務修習の拡大に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 法科大学院におけるモデルカリキュラム策定 女性インハウスのためのキャリアアップセミナー 企業内弁護士研修会 選択型実務修習の拡大に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日弁連における人材育成の各種取組(研修プログラム、留学制度、国際会議への参加サポート等) 法科大学院等における継続教育 	
	【見えてきた課題】	<ul style="list-style-type: none"> 国・自治体、福祉等の分野における活動の意義を弁護士等に引き続き周知する。 新しい分野の担い手養成について、更なる工夫をする。 任期付公務員等の形で国や自治体の職員に任用される弁護士のキャリアパスを分析し、確立する。 国や自治体の職員に任用される弁護士等に関する、送り出し、迎え入れの仕組みを含めた総合的な検討。 国・自治体、福祉等の分野で活動するのに必要な素養を分析し、プロセスとしての法曹養成制度全体の各段階において、ニーズに合った人材養成の在り方の検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業側のニーズに対応する人材を確保する。 企業で活躍する弁護士等に必要となる素養を踏まえた基礎的なスキルやマインドを涵養するためのプログラムを検討し、発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に通用する弁護士等を養成・確保するべく、長期的な視野に立って、継続教育や研修制度の充実、教育制度全体を通じた国際法律業務分野に係る教育の在り方の検討、関係機関の連携の在り方の構築を図る。 	
ニーズと人材の効果的な引き合わせ	【これまでの取組】	<ul style="list-style-type: none"> 各地の弁護士会の行政連携メニュー、体制の整備 シンポジウム、任期付公務員登用セミナー、採用説明会等の開催 地方公共団体における弁護士採用Q&A 日弁連による任用促進のための組織立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひまわりあんしん事業」、虐待対応専門職チームの派遣等の実施 地域包括支援センター等の弁護士派遣による職員、福祉関係者向け法律相談、研修等の実施 福祉事業者等への法的支援の提供 「福祉の当番弁護士」等、福祉関係者、自治体職員向け法律相談の実施 長崎県における有志弁護士と福祉機関との連携強化に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ひまわり求人求職ナビの改善 司法試験合格者等を対象とした就職説明会 企業向け弁護士採用に関する情報提供・交流会 就職活動ガイダンス等のセミナー 企業の採用担当者等向けのパンフレット(『企業内弁護士雇用の手引き』など) 日弁連ホームページの改訂 任期付採用スキーム 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の海外展開支援
	【見えてきた課題】	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等との連携の取組を全国にあまねく普及させる。 国や自治体等に職員として任用される弁護士の拡充につき、更に効果的な施策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉行政・福祉機関・他専門職と弁護士との「顔の見える連携」を構築する機会の拡大及び連携の仕組みを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士等の採用に関するきめ細かな情報を提供する。 弁護士等が企業で働くことの意義(企業内での役割、キャリアパス等)について分析し、周知する。 弁護士等を採用した企業間の情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での海外進出企業支援 ⇒中小企業にも裾野を広げ、精通弁護士等を確保する。また対内直接投資の拡大に向け、国内における国際法律業務を充実させる。 海外における支援 ⇒従来の大規模事務所中心の取組から裾野を広げ、日本の弁護士等を幅広く活用していく。 海外に進出する日本企業等や在留邦人のための利便性の高い情報提供体制を構築していく。

